

東京スター銀行とアサックス 不動産を担保とした「中小企業応援ローン」で業務提携 ～「中小企業の会計に関する指針」に拠る財務諸表作成のお客さま限定の不動産担保ローン～

株式会社東京スター銀行(本社:東京都港区、代表執行役頭取:入江 優、以下「東京スター銀行」と)と株式会社アサックス(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:草間 庸文、以下「アサックス」)は、不動産担保ローンに関する保証基本契約を締結し、平成 25 年 4 月 15 日より東京スター銀行にて「中小企業応援ローン」の取り扱いを開始いたします。

本商品は、「中小企業の会計に関する指針」に準拠した財務諸表を作成している中小企業のお客さまに対し、アサックスが債務保証を行った上、東京スター銀行が融資を実施するもので、東京スター銀行の既存の不動産担保ローンに比べて低利の年率 3.75%～6.00%(保証料含む)にて提供いたします。

「中小企業の会計に関する指針」とは、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所および企業会計基準委員会の 4 団体が、法務省、金融庁および中小企業庁の協力のもと、中小企業が財務諸表を作成するにあたり準拠することが望ましい会計処理方法や注意事項等を明確化したものです。

中小企業のお客さまは、同指針に準拠する、経営実態を正確に反映した信頼性の高い財務諸表の作成により、有利な条件で資金調達が可能となるなどの効果が見込まれます。

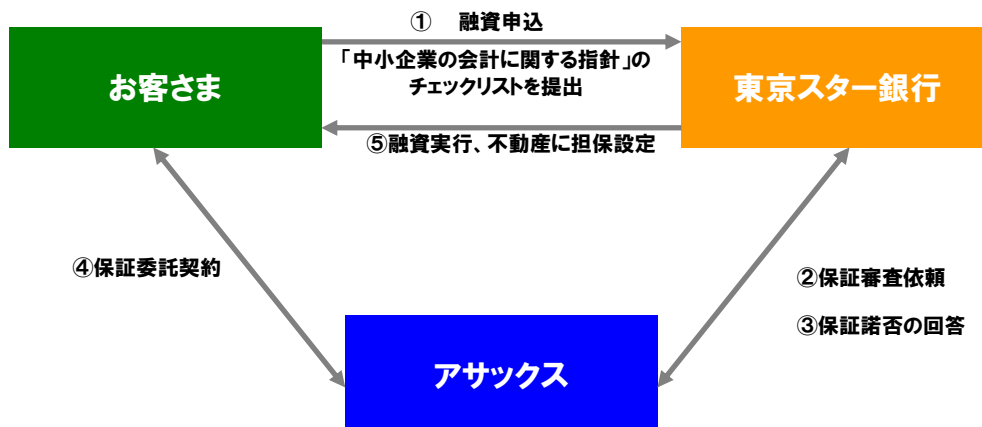
東京スター銀行とアサックスは同指針の精神に賛同し、同指針に準拠する適正な財務諸表の作成に取り組むお客さまを応援するため、このたび共同で本商品を開発いたしました。

アサックスは、昭和 44 年の創業以来、不動産担保ローンに特化した事業を展開し、与信審査ノウハウを培ってまいりましたが、本提携に伴い初めて銀行ローンの保証業務に参入するとともに、より一層の業務拡大を図ります。

一方、東京スター銀行は、本提携により、これまで以上に中小企業のお客さまに対する円滑な資金提供に努めてまいります。

以上

【取り組みスキーム図】



※ 商品概要ほかについては、次ページ以降をご参照ください。

【株式会社東京スター銀行 会社概要】

本 社 所 在 地 : 〒107-8480 東京都港区赤坂二丁目 3 番 5 号
創 業 : 平成 13 年 6 月 11 日
代 表 : 代表執行役頭取 入江 優
資 本 金 : 260 億円
U R L : <http://www.tokyostarbank.co.jp>

【株式会社アサックス 会社概要】

本 社 所 在 地 : 〒150-0012 東京都渋谷区広尾一丁目 3 番 14 号
設 立 : 昭和 44 年 7 月 9 日
代 表 : 代表取締役社長 草間 庸文
資 本 金 : 23 億円
U R L : <http://www.asax.co.jp>

不動産担保ビジネスローン(中小企業応援ローン)商品概要

平成 25 年 4 月 15 日現在

ご利用対象者	法人(*外国籍企業の方は対象外です) * 申込時の代表者さまの年齢が満 20 歳以上であること * 「中小企業の会計に関する指針」の適用会社であること * 保証会社(株式会社アサックス)の保証が受けられること
ご融資金額	500 万円以上 2 億円以下(50 万円単位)
ご融資期間	1 年以上 5 年以内(1 年単位、更新可)
ご返済方法	分割返済 * 月々の元利金返済額、最終回残元金額については応相談。
金利	年 3.75%~6.00%の固定金利(保証料を含む)
手数料	お借り入れの際に、お借入金額に対して 1.05%(消費税込)を保証会社へお支払いいただきます。 * 更新時の手数料は不要です。
担保	東京都、神奈川県、埼玉県および千葉県のいずれかを所在地とする不動産に、東京スター銀行を抵当権者とする抵当権を設定登記していただきます。
保証人	株式会社アサックス(保証会社)が保証しますので原則不要です。 但し、代表者の連帯保証が必要です。 また、自社名義以外の不動産を担保とされる場合は担保提供者の方に、共有物件を担保とされる場合には物件共有者の方に連帯保証人となっていただく場合があります。
保証会社	株式会社アサックス
遅延損害金割合	年 14.0%(1 年を 365 日とする日割計算)